

IPCC 第3次報告第3作業部会 第6章
POLICIES, MEASURES, AND INSTRUMENTS
—温暖化における政策・措置・手段 その2—

発表者：西岡直保 廣江りつ

2000/5/23

6.3 国際的政策、措置、手段

・温暖化にかかわるすべての国が社会的、経済的、環境政策において実行できる範囲で温暖化問題を考慮に入れる（UNFCCC Article 4.1.f）

- ・ 非付属書 国の問題

「3つの京都メカニズム」→IET、JI、CDM

6.3.1 国際排出権取引（IET）

・国際排出権取引・・・付属書 国が排出割り当て量の一部を取引できる制度（by 京都議定書17条）

- ・ 限界削減費用の均等化
- ・ すべての取引を多数国参加型で匿名の取引にする→効率的、非差別的
- ・ “国内活動の補完的な目的”（議定書17条）
- ・ “ホットエアー”

6.3.2 プロジェクトベースのメカニズム（JI & CDM）

・・・プロジェクトによってクレジットを得て、付属書 国が削減目標達成のために使用するというもの。

「ベースライン」の算定が重要である！

6.3.2.1 JI（6条）

ERUsは投資国が（両方とも付属書 国）が削減目標達成のために使用する

加盟国のプロジェクト承認に加えて、他の独立した機関がプロジェクトのベースラインの承認に責任を持つという意見。

ホスト国の政府がベースラインについての規定を決める権利がある意見。

その他・・・モニタリング、レポートの必要性

ベースライン更新頻度

補完性の規定 etc...

6.3.2.2 CDM (12 条)

目的・・・非付属書 国の持続可能な発展を促しつつ、付属書 国の削減目標を達成させる。

- ・ operational entities, executive board の存在
- ・ ホスト国の政府の役割

6.3.2.3 ベースライン

「ベースライン」とは、様々な状況の想定であり、不確実、推測である。 CDM プロジェクトがなかったら生じたであろう GHG s の排出量 (BAU)

- ・ ベースライン算定における問題

6.3.3 直接国際移転

付属書 国は発展途上国に追加的な資金、技術移転を提供すべき (UNFCCC、11 条)

6.3.3.1 Financial Resources

持続可能な発展 (特に発展途上国) のためには、国内外からの投資の増加が必要。

- ・ ODA が減少している。

6.3.3.2 技術移転

環境に配慮した技術の移転 (先進国→途上国) は持続可能な発展と温暖化の緩和のための重要な要素

- ・ “on a grant or concessional basis” である。

～効果的な技術移転に必要な条件～

技術保有者が技術を移転したいという意向を持っていること。

受入国が求めている技術であること

移転は受入国にとってお手頃な費用であること。

～技術移転の妨げになるもの～

データ、情報、知識の欠乏

高い取引費用 etc...

政府は EST (環境に配慮した技術) を調査し、公有技術を途上国に移転する基金を設置すること。

6.3.4 その他の政策と手段

6.3.4.1 規制手段

国際的な排出削減のために、製品や過程の統一的な基準を設ける

国ごとの決まった排出レベルを決める

6.3.4.2 国際炭素税と国内炭素税

- ・ 費用効果的であり、排出削減プログラムにかかるコストが明確である。
- 排出レベルの保証や国際的な合意の実効性の問題アリ・・・

6.3.4.3 調整された基準

国際的な基準を決めるために様々な努力がされている。

Ex : automobile manufactures association ISO 14000 series

→ ISO は “ Climate Technology Task Force ” を設立した (in 1998)

さらに、Ad Hoc Group on Climate Change (AHGCC) を設立した (in 2000/1)

6.3.4.5 国際自主協定

気候変動に関する自主協定を結ぶ企業が増えている。

Ex) Energy Star

6.3.5 *International Climate Change Agreements: Participation, Compliance, and liability*

6.3.5.1 *Participation*

- ・ フリーライダー防止
- ・ 環境問題を持った国すべてが “ Climate Change Agreements ” に合意するほうがよいと思うようにする。
- ・ フリーライダーを必ずしも防止出来ないから、Participation は不完全

6.3.5.2 *Compliance*

現在、温暖化にかかわる Compliance をとる法的主体がない。→京都議定書のあと、加盟国の多くは法的な拘束力をもった Compliance system をつくる指針をうちだした。

- ・ 取引はモニタリングや報告の最小限の基準をもつ適格な国や主体に権限を与えるべき。
- ・ 保険制度

6.3.5.3 *Liability*

「責任」→排出の上限を決めていない国に、排出割当量の譲渡の仕方を定める。

- ・ 売り手責任、買い手責任

6.4 国際的政策・措置・手段と国内の政策・措置・手段の相互関係

6.4.1 国内政策と京都メカニズムの関係

国際政策と国内政策がお互いに補足しあって最小のコストで GHGs の排出を減らしていく方法を考えることが重要

限界削減費用 (MACs) → 国際的な AAUs の価格を反映した国内税率

→ 国際的な排出権市場へのオープンアクセス

一番安くするのがポイントだが、京都メカニズムを補完的手段とする限り、限界削減費用を各国間で均等化できない。

京都メカニズムと国内政策のコンビネーションは、あまり使われていない。→ なぜか？？

6.4.2 国際規制と貿易保護の間に起こる矛盾

環境保護&自由貿易が両立されること・・・環境、貿易の両方にとって重要な問題

→ W T O が審議中。

例； M E A s などの環境協定と多国間の貿易システムとの関係

温暖化については・・・

U N F C C C (気候変動枠組み条約) 3条5項

→ 締約国は、すべての締約国の持続可能な経済成長および開発をもたらし、もって締約国が一層気候変動の問題に対処することを可能とするような、協力的で開かれた国際的な経済体制を促進するために協力するべきである。一方的なものを含む、気候変動に対処するためにとられた措置は、貿易に対する恣意的あるいは不合理的な差別手段あるいは偽装した制限となってはならない。

M E A

→ 貿易との間のクレームは現在はない。

P P M についての心配が貿易と環境の論議を生む。

京都議定書の 17 条 I E T (排出権取引)

初期の分析； W T O はサービスや商品の移転、手当ての相互認識をコントロール

しかし排出権は商品、サービスではない
→WTOはカバーできない。

しかし Kyoto Protocol による国内政策が、過度な貿易規則制限、ガットとは一貫しない関税、不法な補助金等を取ったら、WTO の問題を持ち出すかもしれない。

<環境と貿易について>

G A T T・・・この協定の規定は、締約国が次のいずれかの処置を採用することまたは実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの処置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、または国際貿易の偽装された制限となるような方法で適用しないことを条件とする。

しかし例外→20条 (b)生命及び健康 (g)有限天然資源

そこで PPM 問題が論点に (PPM 問題に GATT がどう対処するか？)

'clean product produced through dirty processes '

MEA は非メンバーがフリーライドをするのを妨げるための貿易手段を利用している。

しかし輸入国は輸出国に対して PPM を理由に貿易差別をする事になるのでは？(GATT との矛盾)

* マグロ/イルカ事件 * エビ/ウミガメ事件

両方アメリカが負ける。しかし・・・

マグロ・イルカ事件...域外適用を認めない。

エビ・ウミガメ事件... G A T Tは製品とサービスの PPNs が汚ければクリーンプロダクトでも輸入禁止してよいとした。

↓

判決は、WTO と、Kyoto Protocol & UNFCCC の相互の影響に言及せず。

* 「汚染税」という形で MEA を行う国もある。

WTO 法は、国内品の租税負担と類似した等しい税を輸入された製品へかけてよしとしている。

ガットは、dirty な PPM の輸入品に、国内の税と平等に税をかけることを、認めた。

6.4.3 政策パッケージの国際調整

Annex I) 締約国は、国内産業の競争力のためにいくつかの産業でより低い義務を課したい。

エコロジカルダンピング・・・環境規制を厳しいものになると、企業がそれを感じることに
エコロジカルダンピングの分析・・・汚染減少コストと純輸出の負の相関関係

京都議定書・・・各国は国際産業に補助金を出す。

京都議定書のコミットメントを守るため。

自国の産業の国際競争力をつけるため

→それを妨げるために国際調整が必要（京都議定書以外）

6.4.4 Equity, Participation and International Policy Instrument

開発途上国市場・経済への以降過程にある国

- * 発展途上国と経済移行国の UNFCCC への参加は重要 → 総コスト、総排出量が減少
（将来の炭素排出量が大きい & 限界削減費用が小さいから）
参加を促進させるには公平性が重要
→ しかし公平性の普遍的な定義はない

取引可能認証制度・・・公平かどうかはその配分にかかっている。

- ・取引によって収入移転が起こる
- ・割り当て計画に国が参加するかどうかは、純コストにかかっていて、ただの収入移転の方向に依存するわけではない（but 移転の方向は特に中国や経済推移国では時間と共に変化。）

6.5 カギとなる考え

6.5.1 政策 - 価格か量か -

情報が不確実である。歪みがある・・・分析が実際のものとは離れてしまう。

正しい政策を行うことを困難にする

価格と量のどちらの政策が望ましいかが決まる。

例：税...GHGをコントロールする場合など

6.5.2 財政システムと政策手段の相互作用

国内 GHG 対策...財政システムと政策が相互に影響し合う コストがかかる。
しかし、もしこの政策が政府の歳入をupさせるものであったら・・・
→歳入リサイクル効果

6.5.3 技術革新における代替的政策手段の効果

新技術からの広範囲の利益を達成するための3ステップ

発明・革新 普及

政府・・・補助金および技術的な開発への投資、情報の普及などする。
温暖化対策などは、発明、革新、普及を更に促進するように作られる。

政策手段と技術革新の間の関係は・・・

環境政策...・市場ベースのアプローチ・操業基準・技術基準 に分類

↓

“technology forcing”

問題点...技術革新がどのくらい起こるか、ということへの不確実性
本当に達成されるかわからないというリスク

6.5.3.1 理論的分析

ほとんどの文献は理論的分析

個別の選択モデル；企業が、与えられた技術の固定コストを知った上で、その技術を導入
するべきか動かを決める

革新・・・生じる技術およびそれを開発するコストに関するある不確実性
研究開発費に関する選択

6.5.3.2 経験的分析

エネルギー効率についての経験

<アメリカの断熱技術>

エネルギー価格効果と技術導入コストによる効果を既存のものと比較

エネルギー価格の変化に対するエネルギー効率の反応が重要

6.6 政策の実行

6.6.1 気候政策の評価

国内政策を監視する必要性

national inventories・・・一年ごとに通常更新されるはモニタリング・システム

この25年間政府のプログラムを監視した文献が多く出ている。

しかしそれらは特殊プログラムのものが多い。(なものが多く、温暖化緩和プログラムノ監視のものは少ない